

時

和解勧告案と判決内容は別物でいいのか ——東住吉放火冤罪国賠訴訟での和解勧告に思う

評



弁護士
森野俊彦

◆はじめに

民事裁判で、口頭弁論を終結し判決言渡しを待つだけになった時点で、裁判所から和解勧告がなされることがある。勧告を受けた当事者双方が利害得失を慎重に検討したうえ裁判所案による解決を選択するのであればこれを排斥する理由はなく、裁判官はもとより代理人弁護士においても、その効用を肯定する者が少なくない。

それでは、以下のような事例ではどうであろうか。

◆東住吉国家賠償事件について

1995年大阪市東住吉区で小学6年の女兒が自宅で焼死した件で殺人罪などに問われ、最高裁で無期懲役が確定した母親の青木恵子さんは獄中から再審請求をし、2015年10月再審開始決定の確定を経て、2016年8月大阪地裁は無罪判決を言渡し、同判決は確定した。再審無罪となった青木さんは、国と大阪府を相手取って総額1億4600万円の賠償を求めて提訴した。大阪地裁(H裁判長)は、(結審後の)2021年11月、当事者双方に対し和解勧告をした。同和解勧告は、冤罪の「冤」の由来から説き起こすなど解決への意欲を示し、青木

さんが完全無罪であることを前提として、府に対しては警察官の違法な取調べがあったことは明らかであるとし、国に対しても警察の取調状況報告書の取扱いや証人尋問に関する検察官の対応には疑問があるとして双方に対して(仄聞であるが、負担割合も示したうえで)青木さんに対し損害賠償として一定の金額を支払うよう勧告した。青木さんは、裁判長が審理中青木さんに寄り添う姿勢を示したこともあって和解に応じる用意を示していた模様であるが、国は、複数回にわたる和解協議に一度も出席することなく、和解には応じない旨裁判所に表明したので和解は決裂し、大阪地裁は、2022年3月15日判決言渡しに至った。判決内容は、警察官の違法取調べを認めて府に対し1220万円あまりの賠償金の支払いを命じたが、検察官の取調べについては「青木さんへの配慮がうかがえ違法とはいえない」とし、起訴した点については、「起訴段階では有罪と認められる嫌疑があり違法とはいえない」と判断して、国に対する請求を棄却した。

ここで判決の当否を論じるつもりはない。和解勧告内容と判決の結論との乖離についての疑問である。もとより、裁判所は、和解勧告で示した裁判所の所見は、和解勧告限りのものであり、今後の判決を拘束するものではないとの趣旨を明記していて、原告代理人弁護士も当然ながら了知し、青木さんにも伝わっていることはいうまでもない。

◆国賠事件での和解勧告について

私は、こうした和解と判決を

別扱いするやり方を全否定するつもりはないけれども、こと国家賠償、特に冤罪を理由として取調べや起訴の違法を理由として国などに損害賠償を請求する事案にはそぐわず、行うべきではないと考える。無罪確定が検察官の起訴ないし取調べの違法には直結しないとされている状況下、「和解と判決とは別」という姿勢では、国はおいそれと和解勧告に応じるはずがないからである。まして、法廷での審理や和解の席上で原告側に対して同情する姿勢を示して信頼感を抱かせるような姿勢を示しつつ、判決で「全部棄却」とあっては、原告は裏切られた思いをするだけであろう。現に青木さんは「絶対大丈夫と思っていただけに、人間不信で怒りが倍増した」と憤ったという。

◆最後に

法律家にとってそれほど問題ではないとされる和解勧告の仕方も、警察、検察官、さらには裁判所から何度もひどい目に遭わされてきた冤罪被害者に対してはさらなる追打ちとなる可能性がある。そうした例はなにも冤罪被害者に限らない。

要するに、国になにがしかの責任があると認めるならそれを判決に反映させるべきであり、責任を認め難いのであれば肅々と審理をし、誤解を与えるリップサービスはすべきでない。

この問題は当該裁判官だけに責めを負わせて済む問題でもなく、裁判に携わる法律家も一考すべきと思うがどうであろうか。

(もりの としひこ)